

2025年3月25日
全国港湾24 発第91号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一



争議通告

24年度年末年始例外荷役に関する議事確認において、「24年度年末年始は休日とする」と合意したにもかかわらず、大阪港において、25年1月4日にOOCL社のコンテナ船1隻の荷役作業が(株)辰巳商会によって行われるという事態が起きました。

当該本船は、議事確認に謳われている「ライフライン関連」とみなすことができないばかりか、休日を返上して余りある緊急性や社会性があるとも認め難いものです。本件は、協定の解釈や読み方の問題ではありません。ましてや、「非組合員だから」という措置は産別協定の主旨にも反するもので、断じて看過できるものではありません。

ついでには、休日返上で労働者に出勤させたことに対し、労使「別枠協議」の経緯をふまえ、強い抗議の意を込めて次の行動を実施することを通知します。

記

1. 日 時 本状にて通告後の、日曜・祭日で全国港湾が指定する日
2. 行動対象 大阪港に日曜・祝日に入港する(株)辰巳商会が元請となるOOCL社のコンテナ船
3. 行動内容 荷役拒否

以上